

II 奨学生募集要綱

1, 奨学生の応募資格について

- (1) 愛知県内に居所を有する中学生及び高校生。
- (2) 学業優秀または奨学金受給により成績の向上が見込まれる者で、品行方正であり、学費の支弁が困難と認められること。
- (3) 在学学校長の推薦があること。

2, 奨学生の種類

中学校奨学生 高等学校奨学生

3, 奨学金

- | | | | |
|----------|---------|----|---------|
| (1) 給付金額 | 中学校奨学生 | 月額 | 7,000円 |
| | 高等学校奨学生 | 月額 | 10,000円 |
- (2) 給付期間 奨学生に決定した年度の4月から正規の最短修業年限とする
- (3) 奨学金の返還 不要

4, 奨学生の募集人員

中学校奨学生 15人 (予定)

高等学校奨学生 15人 (予定)

※ 各学校推薦は2名までとします。

※ 但し、高校生の応募において、中学生時に当財団の奨学生であった者は2名の募集枠とは別に応募が可能です。

5, 奨学金給付開始月

毎年8月 (ただし、該当年の4月分からさかのぼって給付する) それ以後毎月一定日 (28日・休日の場合は前日) 指定口座 (本人) への振込みとして、特別の事情がある場合は、2カ月分以上を合わせて給付することが出来る。

6, 奨学生願書の提出

- (1) 応募される方は、2025年4月4日(金)から2025年5月7日(水)までに下記提出書類 (①～⑧) を在学学校長経由で提出願います。

(4) 届出住所や連絡電話番号に変更があった場合や、奨学金振込口座に変更があった場合など各種の変更が生じた場合には、変更届（当財団所定用紙）を提出ください。

(5) 奨学生が下記重要な事項に該当した場合は、直ちに届け出なければならない。

- ① 休学、復学、転学、退学した時。
- ② 停学その他の処分を受けた時。

9. 奨学金の休止・復活

- (1) 奨学生が休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。
- (2) 奨学生の学業または品行などの状況により指導上必要があると認めた時は、奨学金の交付を停止する。
- (3) 奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出た時は、奨学金の交付を復活することがある。

10. 奨学金の取消し

奨学生が次の各号に該当すると認める時は、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を取消する。

- ① 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなった時。
- ② 学業成績または操行が不良となった時。
- ③ 奨学金を必要としない理由が生じた時。
- ④ 奨学生として適当でない事実があった時。
- ⑤ 在学学校で処分を受けて学籍を失った時。
- ⑥ その他当財団の定款に抵触する時。

11. その他

(1) 書類送付先

〒471-8601 豊田市元城町1丁目48番地 豊田信用金庫本店内
公益財団法人 とよしん育英財団事務局 宛

(2) 照会先及び連絡先

豊田信用金庫総務部総務課内
とよしん育英財団事務局 篠田・高橋まで
TEL 0565-36-1377 (ダイヤル)
FAX 0565-35-1784

- ① とよしん育英財団奨学生願書 (当財団所定用紙)
- ② 家庭状況調査書 (当財団所定用紙)
- ③ 奨学生推薦書 (当財団所定用紙)
- ④ 在学証明書 (学校所定用紙)
- ⑤ 成績表 (学校所定用紙)
- ⑥ 住民票 (市区町村 ※同一世帯全員の記載があるもの)
- ⑦ 所得証明書または源泉徴収票 (税務署・市区町村など ※同一世帯で所得がある方全員)
- ⑧ その他必要と認める書類 (市区町村など)
児童扶養手当や遺児手当等、その他手当等や年金等の受給該当者で、それを証明する証明書 (市区町村など) (例：児童扶養手当証書、児童手当支給通知書、県及び市遺児手当年金振込通知書等、実際の受給額の確認できる書類) の写し等

7. 奨学生の選考及び決定

- (1) 出願書類により第1次選考を行い、第1次選考通過者を決定します。(5月)
- (2) 第1次選考通過者を対象に、当財団の奨学生選考委員により決定します。(5月)
- (3) 奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が最終決定します。(6月)
- (4) 選考結果は、在学学校長経由で応募者全員に通知します。(6月)

8. 奨学生受給決定後

(1) 奨学金振込指定口座届の提出

奨学生決定の通知を受けた方は、奨学金の振込指定口座届を当財団に提出願います。振込指定口座は豊田信用金庫本支店の普通預金口座で、本人名義のものに限ります。豊田信用金庫の口座をお持ちでない方は、すみやかに口座を開設してください。

(2) 奨学生認定書授与式

新規奨学生に対して「奨学生認定書授与式」を7月下旬頃に行う予定です。
保護者・本人の出席をお願いします。

(3) 年度終了時の報告

奨学生は年度終了時、3月末までに次の書類を当財団あてに提出願います。

- ① 生活状況報告書 (当財団所定用紙)
- ② 在学証明書 (学校所定用紙・当財団所定用紙)
- ③ 学業成績証明書 (学校所定用紙)
- ④ 卒業時は進路報告書 (当財団所定用紙)